

郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月5日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第2号

郡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

郡山市職員の給与に関する条例（昭和40年郡山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額<u>309,200円</u></p> <p>(2) 前号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額<u>50,000円</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額<u>308,600円</u></p> <p>(2) 前号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で市長が規則で定めるもの 月額<u>40,000円</u></p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の郡山市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(初任給調整手当の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の郡山市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された初任給調整手当は、改正後の条例の規定による初任給調整手当の内払とみなす。